

## 吹田市理容師法施行条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、別に定めるもののほか、理容師法（昭和22年法律第234号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、法及び美容師法（昭和32年法律第163号）の例による。

（理容所以外の場所で理容を行うことができる場合）

第3条 理容師法施行令（昭和28年政令第232号）第4条第3号の条例で定める場合は、次のとおりとする。

- (1) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項各号（第5号及び第7号を除く。）に規定する施設に入所している者に対して理容を行う場合
- (2) 災害救助法（昭和22年法律第118号）の規定による避難所又は応急仮設住宅に避難している者に対して理容を行う場合

（理容所以外の場所で理容を行う場合に講ずべき措置）

第4条 理容師は、法第6条の2ただし書の規定により理容所以外の場所で理容を行うときは、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 理容師法施行規則（平成10年厚生省令第4号）第25条に規定する薬品による器具の消毒に必要な薬品及び用具を携帯すること。
- (2) 外傷に対する応急手当に必要な薬品及びガーゼその他の衛生材料を携帯すること。

（理容を行う場合に講ずべき衛生上必要な措置）

第5条 法第9条第3号の条例で定める措置は、次のとおりとする。

- (1) 身体を常に清潔に保ち、清潔な被服を着用すること。
- (2) 顔そり等の作業を行うときは、清潔なマスクを着用すること。
- (3) 作業を行う前に手指を石けんで洗い、必要に応じて消毒すること。
- (4) 首巻き又は枕当てに紙製品を用いるときは、客1人ごとにこれを廃棄すること。
- (5) 顔そり等に用いる石けん液は、客1人ごとに取り替えること。

（理容所について講ずべき衛生上必要な措置）

第6条 法第12条第4号の条例で定める措置は、次のとおりとする。

- (1) 理容所及び住居その他の理容所以外の施設（美容所を除く。）を同一の建物に設けるときは、理容所と当該理容所以外の施設とを分けること。
- (2) 待合場所を設け、理容を行う場所（以下「作業場所」という。）と分けること。
- (3) 作業場所及び待合場所の床面積の合計は、理容を受ける客が座る席の数が3席以下である理容所にあつては13平方メートル以上とし、3席を超える理容所に

あつては13平方メートルに3席を超える1席ごとに3.3平方メートルを加えた面積以上とすること。

- (4) 理容所及び美容所を同一の建物に設けるときは、理容所の作業場所及び待合場所と美容所の美容を行う場所及び待合場所とを分けること。ただし、理容所について美容師法第13条各号に掲げる全ての措置を講じ、かつ、理容所において理容を行う全ての者が美容師の資格を併せて有する者である場合は、この限りでない。
- (5) 皮膚に接する器具について、消毒済みのものとそれ以外のものとを区別して収納するための設備を設けること。
- (6) 外傷に対する応急手当に必要な薬品及びガーゼその他の衛生材料を常備すること。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

#### 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。